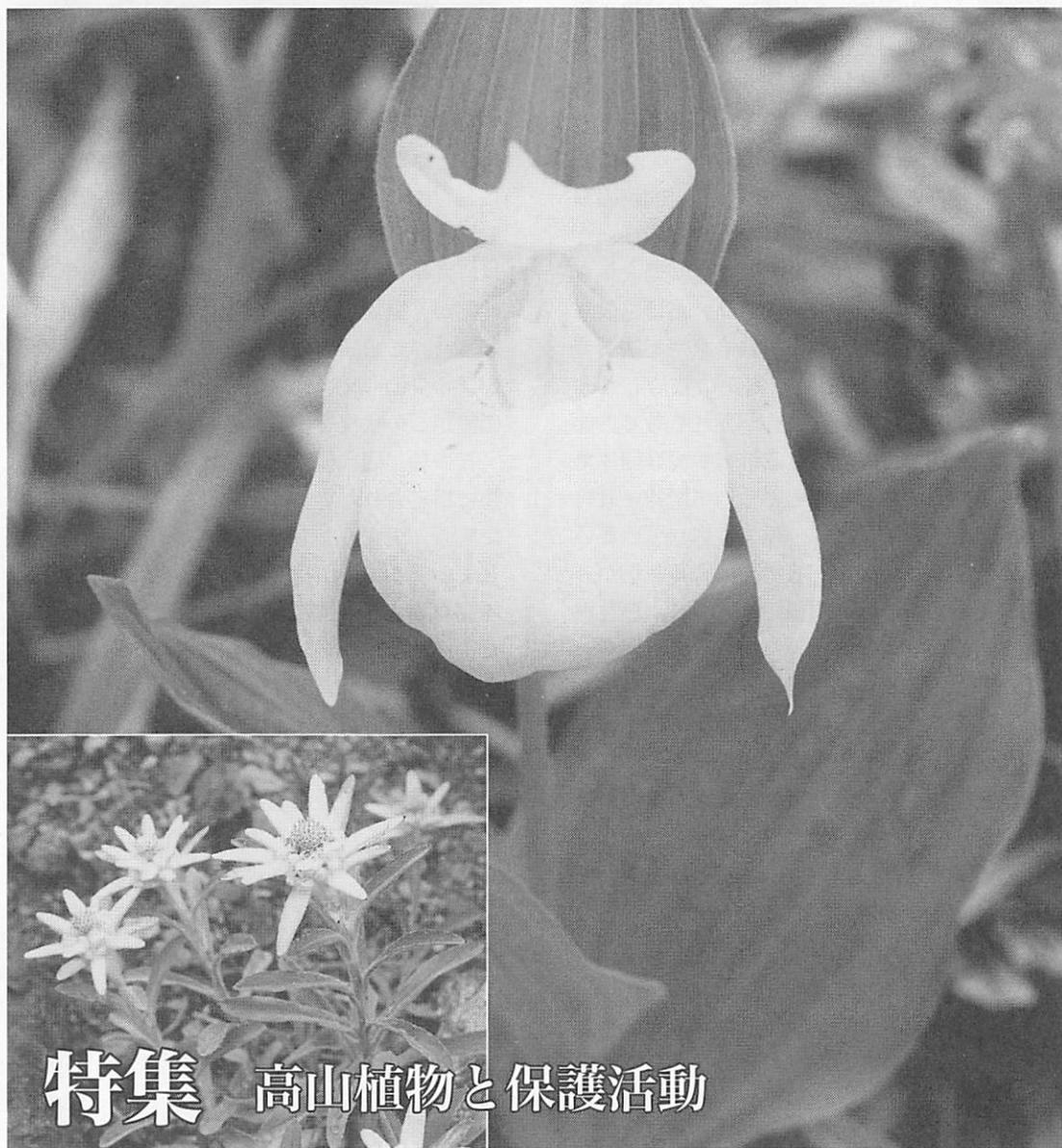


北の自然

北海道自然保護連合通信

No.70 2003.9.18



特集 高山植物と保護活動

うすゆき草(左下)・レブンアツモリソウ

高山植物・希少植物の保護を考える

北海道自然保護協会 副会長 佐藤 謙

高山植物・希少植物の盗掘はなかなか止まない。つい最近では、北海道固有種カリバオウギの盗掘が新聞紙上に報道されたばかりである。このように、一つの山岳・山域を特徴づける、とりわけ希少な高山植物が狙い撃ちされ、元々希少であったものが容易に絶滅に向かう悲しい現実がある。以下に、高山植物・希少植物に関する悩み深い状況を書いてみよう。

高山植物・希少植物が盗掘される原因は、希少なものを自分だけが所持あるいは栽培したいという欲求と希少性ゆえの高い換金価値にあり、栽培愛好と流通・販売の二つの目的が盗掘を止ませない。心ある山草栽培家や業者は、たとえ希少植物を対象にしたとしても、過去から増殖し続けてきた「栽培・流通品」だけを取り扱っているというが、心ない栽培家や不法業者は「山採り品（盗掘品）」を密かに栽培したり流通に混在させていることは確実である。他方、国内を通して、心ある栽培家や愛好団体ですら、絶滅寸前の野生植物について所持・栽培に関する法的規制には、一種すら応じていない現状がある。その理由として、山野草栽培が一つの文化であるという主張が挙げられ、農林水産省または環境省でも山野草の栽培・流通を一つの産業として真っ先に考える対応が続いてきた。この主張に隠れた形で、実際には、生育地が各種法令に基づく保護地域にあるとしても、希少植物、すなわち公的財産の無法な盗掘が続いてきた。

「種の保存法」が制定された10年ほど前、国内では「野生植物は野におけ」という考えと、「希少植物ほど高価なので、栽培・流通を盛んにして値段を安くする方法以外には盗掘を止ませる方法がない」という、栽培・流通を認めた上での消極的な考えが対立し、それらの間に激論があった。しかし、法的・行政的には後者の考えが勝り、種の保存法による指定植物はほと



んど「山採り品（盗掘品）」を「栽培・流通品」に混在させないように流通規制を行なう、「特定希少植物」に指定された。もちろん、盗掘は違法とされているが、現行犯だけが摘発されるにとどまり、希少植物に関して一種すら所持や栽培を禁止することができなかった。数年前には、九州において新種として発表されたネギの仲間が、発表まもなく盗掘によって絶滅寸前に陥った。この植物はまったく綺麗とは思えないが、希少性ゆえの栽培愛好と流通における換金価値がこの状況を作ったとしか言えない。

この10年間、種の保存法によって特定希少植物に指定されたアツモリソウやホテイアツモリですら、少なくとも北海道では盗掘が進行してしまい、多くの山岳・山域での「野生絶滅」（栽培品はあるが実際の生育地で絶滅）に結果した。それは、保護対策として、希少植物の単なる指定に終わり、とくに衆人監視ができない山岳が多い北海道では、実際の生育地を保護する実効性がなかったからと言える。また、国内では野生植物の2割が危ない希少植物であると言われるが、それらは、省庁間調整などが原因となってほとんど指定されないままに経過し、レッドデータブックによる情報提供だけが続けてきた。山の植物を見続けてきた者として、私は、このような10年間に盗掘が加速されたと断言する。

昨年、北海道希少野生動物植物保護条例が制定された。北海道の野生植物研究者は、その条例制定の検討に直接には加えられず、その後の指

定候補種選定から参加することになった。その結果、制定された条例は、種の保存法と全く同様な欠陥を持つことになり、候補種選定では常に種ごとに指定の実効性を判断するところから議論が始められた。種の保存法も道条例も、そもそも生物多様性条約の趣旨である「生息地内保全（植物では実際の生育地を守る）」を最重要視しており、それができない場合に補完的に「生息地外保全（増殖して元の生育地に戻す）」を行なうという、基本的な考えがある。そのため、法の趣旨にそった実効ある対策が要求されたからである。

種の保存法による保護増殖事業は、上記のうち、現状では、本州におけるムニンノボタンの方法だけが想定された「生息地外保全」に当たる。ムニンノボタンは、最後の一個体が発見されてから東大小石川植物園で増殖され本来の生育地に戻された例として、高く評価されている。この方法は、一個体となった場合に最後の方法として講じられる対策であり、また、その労力を考えると素晴らしいと考える。しかし、この方法は、一個体からのクローン増殖であるため、増殖個体に遺伝的な多様性は少ない欠点がある。従って、ムニンノボタン、あるいはトキのように、一個体まで減少させる事態は、基本的には回避すべきである。

種の保存法によって指定されたレブンアツモリソウの保護増殖事業では、最近、長い間の増殖研究に基づいて、フラスコ増殖個体が苗圃に移植され、かなり大量に開花するまでになった。しかしながら、その増殖個体は、現状では3個体に由来するクローンであること、そしてフラスコ苗を苗圃で育てる過程で病気に感染する可能性があること、これらの観点から実際の生育地には戻すことができないと判断されている。すなわち、残された野生集団に対する遺伝子汚染と病気感染の危険性から、増殖個体を野生集団に混生させることができず、元来生育していなかった別の場所に移植されたのである。

他方で、心ある山野草栽培家や山草会は、栽培技術が希少種の増殖・個体数回復に役立つと主張し、あるいはアツモリソウなどの増殖のため実際の活動をされている。しかし、これらは、

本来の自然な繁殖ではないので、レブンアツモリソウの増殖研究における問題点が同様に含まれる。従って、目下の「生息地外保全」の方策は、まだまだ試行錯誤と研究が必要な段階にある。

何よりも、法の趣旨にある「生息地内保全」の観点を重視すべきであろう。まず、盗掘を防止する監視活動、そして希少種の現状把握と追跡を行なうモニタリングが必要であり、減少しすぎた希少種については自然の中で自然に増加してもらうため種類ごとに繁殖などの特性を調べる生態学的基礎研究が必要となる。実際の生育地を守り、そこで自然に繁殖する状態に戻す方策を講じることができるよう生態学的基礎研究を行なうことが基本になる。

ところで、この10年間、山草業者やバイテク産業はほとんどの希少植物・高山植物を手に入れ、それらの増殖・販売を手がけている。それらを購入する普通の市民にとって、栽培が比較的困難で購入後まもなく枯らせてしまう希少植物が少なくない。流通される希少植物が、多くの園芸植物や切り花のように、消費一方向に終わりながら、常に需要が継続する場合がある。業者が増殖するために手間がかかり、市民が容易に栽培できない希少植物は、例えば、種の保存法指定植物のレブンアツモリソウやアツモリソウは一鉢2、3万円、道条例指定植物のヒダカソウやキリギシソウなどは数千円の値段がつけられたまま、10年前当初の想定とは異なって、なかなか安価にならない。このように供給を上回って需要が継続する希少植物こそ、アングラの盗掘が続き、私たちの希少な共有財産から真っ先が失われていく現状にある。

こうした状況の中で、実際の生育地を守る「監視活動」は、「基礎的な研究」とともに、本来の「生息地内保全」のために最も重要と考えられる。「監視活動」は、大変な労力を伴うが、公的予算措置が十分には講じられない段階では、官に民が協力？、あるいは官民一体となって、実効ある姿が求められている。このようにして、高山植物・希少植物にとって重要な、それぞれの生育地を守り続けたいものである。

(北海学園大学教授)

北海道高山植物 盗掘防止ネットワーク 委員会の歩み

ネットワーク委員会 事務局

反橋 一夫

1997年9月3日、夕張岳で起こった高山植物の大量盗掘事件。この事件をきっかけとして北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会が結成されました。最初からかかわっている者として、その軌跡を辿ってみたいと思います。

この事件が新聞紙上で公になったのは9月13日でしたが、事件直後にユウパリコザクラの会の水尾事務局長から電話があり、調査登山ということで14日に夕張岳にむかい15日に現場を確認した。その後、会恒例の夕張側から金山側に抜ける縦走登山会が28日に行われるので、盗掘跡の検証登山ということで北海道新聞・読売新聞の記者にも同行してもらい記事にしてもらう。特に読売新聞はこの後、盗掘問題を大々的にとりあげてくれ特集を組むなど側面から支えてくれた。

事件1ヶ月後の10月4日には同じように高山植物の盗掘問題を抱えている様似町のアポイ岳ファンクラブに呼びかけ、同町で交流会を持ち、全道に盗掘防止の気運を盛り上げ協力していくことが確認された。これをきっかけとして多方面に呼びかけ、翌年に盗掘防止のシンポジウムの開催が計画され、11月28日のユウパリコザクラの会の札幌例会の場に、全道各地から自然保護団体・山岳団体の有志が集まり熱心な議



シンポジウムの準備・ユウパリコザクラの会札幌例会

論が交わされた。翌年1月30日に第1回の実行委員会が開かれ、3月まで3回の実行委員会を開き3月16日に北大学術交流会館で「高山植物保護と盗掘防止のための全道シンポジウム」が開かれました。シンポジウムには夕張岳の天然記念物指定に尽力した文化庁の池田啓調査官も出席し、高山植物の写真で有名な梅沢俊さんの魅力もあり盛会のうちに終わることができた。

その後、シンポジウムで培った連帯の輪を途切れさせることのないよう組織化が検討され、「北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会」が結成されることになり（記者発表5月28日）第1回の委員会が6月12日北大クラーク会館で開催された。委員長は小野有五北大大学院地球環境科学研究科教授、事務局長は当時北大法学部教授として環境庁（現環境省）から出向されていた小沢典夫さんが就任した。全道約60団体が加盟し交流も盛んになり、夕張岳のユウパニコザクラの会、アポイ岳のアポイ岳ファンクラブ、大千軒岳の山歩集団青い山脈などの会が互い山域に出向き交流登山会が開かれるようになってきた。

北海道のこのような動きが本州の山岳界にも影響を与え、9月23日には(社)日本山岳会自然保護委員会と北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会の共催で全電通ホールにおいてシンポジウム「絶滅から救おう！高山植物—保護と盗掘防止を考える」を開催し、北海道からも多数が参加した。このような動きに呼応して雑誌「岳人」は9月号で「高山植物が危ない」という特集を組んで世論を喚起した。1998年はこの後11月28日に第2回のネットワーク委員会、12月12日に第3回の委員会を開き議論を深めた。また事務局としてはシンポジウムの記録集の発

行、「市民グループによる高山植物盗掘防止の手引き」や「盗掘発見記録シート」を作成し全道の参加団体に配布した。また夕張岳では北海道営林局とユウパニコザクラの会との間で森林パトロールボランティア協定が結ばれ営林局からパトロールのための腕章が貸与され権限も明確化されるようになった。

1999年2月28日には第2回全道シンポジウムがかでる2・7で開かれた。参議院議員の堂本暁子さん（現千葉県知事）も参加され、保護条例化への論議も始まるようになった。委員会としては盗掘防止重点地域キャンペーンをアポイ岳・礼文島・大千軒岳・西別岳・夕張岳で行い、パトロールの腕章・幟を作成し、各団体に



高山植物保護と盗掘防止のためのシンポジウム

配布し支援を行った。また、7月16日には盗掘犯罪に対し厳罰化を求める署名7812筆をもって法務大臣に請願活動を行った。この間、事務局長は労山の今野平支郎さんに代わっていたが、環境庁に戻っていた前事務局長の小沢さんも同行され、霞ヶ関でのなれない行動もずいぶん軽減された。

道議会では保護条例化に向けての論議も進んでいった。ネットワークの次年度のシンポジウムのテーマも条例化を焦点にしてプレシンポを11月5日・12月3日・1月21日の3回行ってい

った。

2000年2月27日北大学術交流会館で第3回シンポジウムが開かれ、条例化を前に二つの分科会に分かれ高山植物の保護活動の成果と問題点、高山植物の流通・販売規制とその問題点について話し合った。また会場ロビーには北海道の山のもうひとつの問題点、山のトイレ問題のパネル展示が行われた。

春からの登山シーズンにむけ「高山植物を大切に」の呼びかけカードを全道の山のビジターセンターや旅行会社に配布してツアー登山者に



陣内孝雄法務大臣へ直接請願する

対しての啓蒙活動を行うとともに秋からの道による希少野生動植物保護条例制定に関する地域説明会に参加して意見を述べるなどの活動を行った。

2001年2月25日北大学術交流会館において第4回のシンポジウムを行い、第1分科会は盗掘防止活動の経験交流。第2分科会では道条例制定後の検討と、山野草関係者の役割を話し合った。3月30日には北海道条例第4号として希少野生動植物の保護に関する条例が制定され、同12月1日施行されました。また事務局長が長谷川雄助(社)日本山岳会北海道支部事務局長に変わりました。

2002年度からは道条例の制定という当面の目

標も達成されたこともあり、シンポジウムという大掛かりな行事は行わず、もっと小規模にネットワーク全体集会という形で行うことになり、3月16日りんゆうホールにおいて開催された。3団体から活動報告があり、道自然環境課の大和田さんから条例について説明があった。その後、佐藤謙委員の松下幸之助花の万博記念奨励賞の受賞と小野有五委員長長の沼田賞受賞を祝う会をかねて交流会が行われた。

4月には例年の呼びかけカードにかえて盗掘防止と罰則が課せられることを警告した絵葉書

を作成して全道に配布した。また例年のごとく盗掘防止キャンペーンを展開した。道条例の施行にともない道委託のパトロール活動もアポイ岳ファンクラブ・ユウパニコザクラの会・日本山岳会の3団体が受託して開始された。

2003年2月22日秀岳荘白石店において今年度の全体集会が開催され、

自然環境研究室主宰の鮫島惇一郎さんの講演があり、道自然環境課の大和田さんから道条例とネットワークにたいする期待が述べられた。また今年の重点地区を大平山とし、6月15～16日に現地集会を開催することが決定した。また昨年も行われた道委託のパトロール活動も各地において展開されている。

以上、7年間の大まかな活動を綴ってきたが、全道の自然保護団体・山岳団体・山草会等の立場の違いを乗り越えて各団体を繋げるネットワークとしてこれからも機能していきたいと思っている。

(ユウパニコザクラの会会員
日本山岳会北海道支部自然保護委員長)

礼文島の

高山植物保護活動

レブングル自然館 ネイチャーガイド

村上賢治



アツモリソウの繁殖を行っている
礼文町高山植物園ビジターセンター



私は大阪の都心に生まれ、自然の海や山とはほど遠い場所に育ちました。それだけに全く環境の違う礼文島の自然に魅了されたのかも知れませんが、いつしかその魅力を大勢の方々にも理解していただきたいと思うようになり、花の季節の3ヶ月間、ネイチャーガイドをすることになりました。

ガイドとして礼文島を繰り返し案内していると、島内の環境が傷んでいるのではないかと感じるようになりました。そこで現在は“礼文島自然クラブ”に加わり高山植物盗掘防止、移入植物除去などのボランティア活動も行っています。

◆増加する移入植物

ここ数年の間に移入植物が島内で目に付くようになりました。花壇や牧草地から逃げ出したり、道路整備時に島外植物の種子を吹き付けたことなどが原因です。またフェリーに乗って来島する方々の靴や車のタイヤに着いてきたものもあると考えられます。利尻島の様に人と高山植物の生活圏が広い森林で分断されていけば、森林がフィルターの役目をして、容易に移入植物を近づけないでしょう。しかし礼文島は広い森林はなく、海岸線

にある人の生活圏からごく近い場所で、高山植物が多く観られる特異な環境を持つ島です。それだけに高山植物は人の生活に影響されやすい状況にあります。

◆除去の苦労

現在島内には、セイヨウタンポポ、ムラサキ

ツメクサやシロツメクサ、ハルザキヤマガラシ、ヒメスイバ、ヘラオオバコ、カモガヤなどの強い繁殖力や踏みつけに強いといった性質を持った移入植物が勢力を広げています。

ご存知の通り礼文島は国立公園の指定を受けています。島の南側でトレッキングに人気の高いコースの礼文林道、桃岩歩道は自然公園法によりそれぞれ第三種特別地域、特別保護区に指定されています。特別保護区は景観を維持するための厳しい取り決めがあります。このような理由でなかなか実現できなかった除去作業ですが、今年、島の南側を中心に移入植物除去の許可を受けることができました。

セイヨウタンポポの除去作業では、根を深くから掘り出さなければならないので一株取るにも時間がかかります。もたもたしていると花が



外来種除去作業

一斉に咲き、あっという間に綿毛になります。果実が飛ぶ前に大急ぎで頭の部分だけを摘み取り、その後また葉を見付けて根から除去。密度の高い場所だと2m四方を2~3時間掛けても除去しきれない事もあります。山の上でこんな状況なのですから、もっと密度の高い市街地のことを考えるとゾッとします。なにせ市街地のタンポポを除去しない限りは種を次々に山へ持

ち込まれてしまうのですから。

タンポポだけでこんな感じなので他の移入植物のことを考えると気が遠くなりそうです。これも作業に参加してやっと理解できました。移入動植物が増加してきて発生する問題や、増加させないためにはどの様にすれば良いのかについて自分なりに考える非常に貴重な経験となっています。

◆礼文林道の車両のこと

レブンウスユキソウが多く観られるウスユキソウ群生地へ行くためには礼文林道を通ります。この林道は数十年も前に林野庁が植林などの作業用に造った車両通行可能な林道で、現在では礼文町が所有し管理をしています。

この礼文林道を案内していると、「なんで車を通すの？排気ガスは植物に悪影響が有るんじゃないの？」とか、「信州の山では一般車両は通行禁止にしているからこそもそうした方がよい！」と、お叱りをうけることがあります。特に最近では他の山々を経験されて来られた方が多く、自然に対する意識が高いようです。本州の山の状況と照らし合わせて林道のあり方について真剣に訴えられる方も多く、中には「行政が動かないなら我々が署名するので、それを持って行政に突きつけ車両通行止めにしてもらいな



礼文林道

さい」などと熱く語られ、たじたじになることもあります。

私自身の思いでもある事を改めて言葉に出されると、背中を押されているようで勇気が湧いてきます。

◆島民と島の将来

その様な島外の多くの方々の声に答えるために、島に住む私たちは少なくとも現状の礼文島の景観を保全する努力を続けなければならないと思います。

けれども、残念なことに島民の礼文島の自然環境に対する関心は高いとは言えません。島民の多くが漁師であり、野山が美しい時期は漁も忙しいため山登りはされないようです。あと観光業に携わる方々も、お客様の対応に追われるため、花の良い時期には宿や店から離れられない様です。

そんな中でネイチャーガイドは自然に近いところにいます。ただフィールドとして島を利用するだけでなく、環境が傷んでいたらいち早く肌で感じ取って保全するよう働きかけるのもガイドとしての仕事だと思います。

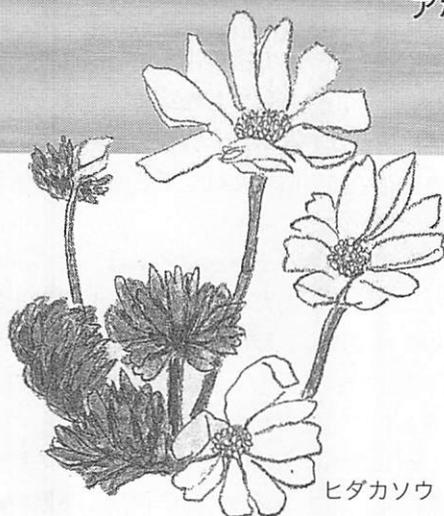
しかし課題は山積みです。移入植物の問題、盗掘防止、植生の踏みつけの問題、危険カ所の安全対策などなど。とてもガイドの力では処理

できないことばかり。行政と島民が意見を出し合い協力しなければ、これらの大問題は改善できないと思います。それができた時、自然との良い共存関係が生まれ、「礼文島の住民」という誇りを感じさせる様な新しい観光のありかたが見えてくるのではないのでしょうか。後世に残しても恥じない美しい礼文島であり続けてほしいと、心から願っています。

アポイ岳における 高山植物の 現状と課題

アポイ岳ファンクラブ 事務局次長

田中正人



ヒダカソウ

◆はじめに

アポイ岳(810.6m)は、日高山脈の最南端の西海岸に位置する山で、稜線上に連なる吉田岳、ピンネシリを含めアポイ山塊と呼ばれる。

一般的な山では、樹木に覆われ主に平地の植物が育つ高さであるが、この山は海からの濃い霧と特殊な地質の影響により、80種以上の貴重な高山植物が確認されている。の中には、固有植物も多くあり、「アポイ岳高山植物群落」は昭和14(1939)年に国の天然記念物、昭和27(1952)年には特別天然記念物に指定された。また昭和56(1981)年に日高山脈襟裳国定公園の特別保護地区にも指定された。

◆現在かかえる問題点(高山植物の減少)

(1) 盗掘

渡邊定元氏(2001)によると、昭和30年代までの盗掘の目的は、ミヤマビャクシンやキンロバイなどの木本類であった。その後キンロバイは、挿し木による増殖が可能となったためもあり、昭和40年代から盗掘が減少した。

しかし、高度成長期以降になると盗掘を生業とする組織的な盗掘が目立つようになりヒダカソウを代表する草本類が大量にその標的にされた。

平成8年～9年、2年続きの大量盗掘事件があり、TVや新聞等で報道された事やその後の対策により大量盗掘はないが、一株二株の盗掘(おみやげ盗掘)は今も後を絶たない。

(2) オーバーユース(過剰利用)

近年、自然に対する関心のたかまりや体力づくりから、中高年の主婦を中心に登山を楽しむようになり、また自然教育の一環としての学校登山も盛んになった。

アポイ岳は、他の高山に比べ積雪量が少なく温暖なため5月初旬から高山植物が楽しめ、大



登山道脇、立入禁止のロープ設置作業

雪山の山開きが7月という事もあり、5～6月に登山者が集中します。

アポイ岳の登山者数は、名簿に記載されているだけで1万人以上で未記入を含めると約2万人程と推測され、山の規模から考えるとオーバーユース（大量の利用者が入ることによりその環境を健全に維持できなくなる）が心配される。

大量の登山者が入ることにより、高山植物が踏みつけられ犠牲になります。平成9年まで、お花畑の一部にロープが張られていましたがロープのない所では、群落へ入り込む者が後を絶ちません。

(3) 環境の変化

盗掘やオーバーユースによる踏みつけなどが取り沙汰されているなかで、大きな問題が浮かび上がってきた、それはここ数十年の間にハイ

マツ・ゴヨウマツ・エゾススキやササ類が尾根付近を覆うようになり、「お花畑」全体の面積が減少してきているのである。自然現象とは言うものの、その要因は人間が引き起こしている地球温暖化が最大の原因と言われている。

◆ 対 策

(1) アポイ岳保全対策協議会の発足

2年連続の大量盗掘事件をきっかけに、平成9年5月に日高支庁・道有林・教育局・様似町・様似町教育委員会など（平成15年よりアポイ岳ファンクラブも参加）が集まり、アポイ岳保全対策協議会が発足された。この事により、協議会をはじめ町民ボランティア等の協力を得て、登山道の明確化（ロープ張り）や注意標識の設置が行われた。また、啓発活動や監視活動も行われている。

(2) アポイ岳ファンクラブ及び北海道高山植物盗掘防止ネットワークの発足

保全対策協議会発足と同じ年、危機感を感じた町民有志が集い「アポイがいつまでもアポイであり続けるために」をスローガンにアポイ岳ファンクラブが発足し、行政と連携・協力し事業を推進している。

平成9年に起きた夕張岳の盗掘事件をきっかけに、ユウパニコザクラの会とアポイ岳ファンクラブが力を合わせ、平成10年3月「高山植物保護と盗掘防止のための全道シンポジウム」を開催した。シンポジウム終了後「盗掘防止ネットワーク委員会」が発足された。同じく9月には、全国のシンポジウムが開催され、アポイ岳の現状が報告された。

◆ 結 果

(1) 監視カメラの設置

協議会発足時に教育委員会から提案したアイデアでしたが、「多額の費用がかかる」事や「善

良な登山者に心理的プレッシャーをかける」などの理由から見送られていたがNTTドコモから「新開発した監視カメラを試験設置させてもらえないか」と申し出があり協議の結果許可することになった。このカメラの映像は、インターネットを通じてどこからでも見る事ができた。監視カメラは、平成12年に日高支庁に寄贈された。



様似町・官民一体の高山植物保護活動

(2) 道条例の制定

協議会等では、発足時より山梨県や長野県のような条例を北海道でも作ってほしいと、要望してきたが、平成13年3月に施行された。

平成14年5月1日からヒダカソウやキリギシソウなど12種が指定希少野生動植物に指定され、そのうちのヒダカソウを含む8種が特定希少野生動植物に指定され、譲渡や購入などの業務が厳しく制限されるようになった。

また、アポイ岳では今年度中には、生息地等保護区が指定され人の立入を禁止する立入制限地区が設けられる予定になっている。

(3) 特別天然記念物指定50周年を記念して

平成13年6月、静岡大学の増沢武弘教授、立正大学の渡邊定元教授、北海学園大学の佐藤謙教授がアポイ岳の調査に訪れた後、山麓の施設

において「アポイ岳高山植物の未来にむけて」と題して緊急座談会を行った。

渡邊先生は、今回植物の個体数が少なすぎることに不安であるとともに、ヒダカソウばかりでなく、同様に他の種でも個体群が極端に減り、絶滅してしまう危険は大きいと警告しておりました。

佐藤先生は、絶滅危惧種を栽培し山に戻すこ

とについて、遺伝子の汚染に充分気をつけること。山の条件と栽培する下の条件を充分検討し、遺伝子の病気に対処することを特に注意する必要性を力説。

増沢先生は、「アポイ岳の植物は価値が高いと言われてきたが、ここ40年ぐらいで1万年ぐらいの変化が起き、極端に言うとその価値は半分になってしまった……。」と指摘。

最後に地元(町)・行政(国・道)・民間、さらに個人でなく研究集団が一緒になって検討委員会を設立するべきであると提案された。

この座談会をきっかけに平成14年10月26日にアポイ岳が国の特別天然記念物に指定され50周年を記念して、シンポジウム「アポイのあした」が開催された。

◆おわりに

特別天然記念物国指定50年という大きな節目もすぎ、くしくもアポイ岳の高山植物の多くが絶滅の危機に瀕しています。

法的には、何があろうと人の手を入れてはいけないことになっています。しかし、このままであれば近い将来、その価値はほとんどなくなってしまうおそれがあります。

行政、研究者そして地元が、いかに連携、協力して第一歩を踏み出すかが、緊急の課題です。

2003年嵯山自然保護 モニター登山に 参加して

ハイキングネットワーク こだまクラブ 牛崎孝政

◆応募募集要項と当日の資料からの概要(抜粋)

4月、北海道新聞を見て応募

5月14日抽選。参加負担金振込6,000円。

登山日程

- 第1回 6月12日(木)・13日(金)
第2回 6月21日(土)・22日(日)
第3回 7月5日(土)・6日(日)今回参加日程。

登山要領

集合場所：星の降る里記念館（芦別市）。

第1日 16：00開会。

- ・挨拶、講演 嵯山自然保護協議会 会長 山岡 桂司
- ・スライド映写にて推移と現状説明。
- ・記念館内のジオラマ見学。

宿泊先：芦別市青年センター分館（旧市長公邸）

- ・寝袋持参。夕、朝食有り。

第2日 モニター登山。

- 6：00 マイクロバスにて出発。(約40km)
7：30 登山開始～10：30 頂上～13：00
下山(解散式)～15：00 芦別着

嵯山の保護に関する経緯と現状

嵯山は、芦別市の南南東、北緯43° 16′ 97″

東経142° 14′ 77″ に位置し、南北2km幅100m、最低部570m、最高点1066.2mの規模で存在。形成は、約1億3千万年前の中生代白亜紀前期であり、北海道も形成されていない時期である。

全山が石灰岩で形成されているため、異質な土壌から特定の植物層が出来上がり、他山には類を見ないような植生が全山に分布している。研究者による植物リストから見ると、全山に350種を超える数が確認されている。環境庁からのレッドデータブックにはホテイアツモリソウなど、ざっと28種類が枚挙されている。

この山域は、以前から森林伐採による林道開削が進められ、また国道452号の開削開通等の影響で、山域への入山が容易になり、いつしかゲートも無施錠状態になってしまった。

そして、中高年登山ブームでのオーバーユースによる踏み跡の裸地化、営利目的の盗掘等、見るも無惨な状態になっていったのである。現実、1999年の調査の時点では、過去に数10株が絢爛に咲き誇っていたキバナノアツモリソウに至っては、僅か1輪しか咲くことがなく、貴重なこの1輪も入山者の足下になってしまい、一昨年に至っては一花も咲かなかったのが現状である。これらの爆発的な自然破壊を危惧し、19

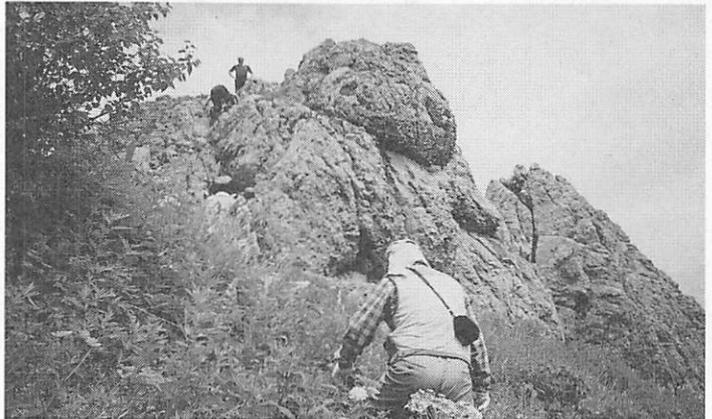
99年1月に芦別市・北海道営林局森林管理部森林技術センター・北海道営林局空知森林管理署芦別事務所・芦別市森林組合・芦別山岳会などの協力の下「岨山自然保護協議会」なる組織を作り、保護活動を実施するに至った。保護活動の最大のねらいは岨山の完全復活であり、無差別入山は、近々未来に、希少植物の絶滅があり得ることを危惧し、緊急措置として、平成11年度から、入山規制に踏み切ったのである。昨年からは芦別山岳会会員が主となって、定期的な抜根作業を続けながら外来種植物（セイヨウタンポポ、オオバコ、シロツメクサ）の撲滅に力を注いでいるところでもあり、また、トイレの問題についても、全ての入山者に対して、携帯トイレの携行と活用、そして持ち帰りのマナーとしての要請・協力を仰いでいるところでもある。今年5年目の最終年を迎えるモニター登山においては、毎年3回、各回30名ほどが、数倍の競争率から参加の機会を得、別紙「岨山自然保護モニター登山参加についての諸注意」を遵守していただきながら、現状の把握、自然保護の何であるかを相互学習してきたのである。最後に、5年間の入山規制を解いた後が今後の議論のマトとなることは必死であろうが、現在のような形の入山数を限定した管理登山での対処が最もベターな形として考えられ、官民一体の相互理解と協力によっての自然保護を大前提とした方法が望めないものであろうか。いずれにしても今後とも、大いに検討の余地があることと思われる。

岨山自然保護モニター登山参加 についての諸注意

この登山会は物見遊山的なものではありません。あくまでも盗掘や山の規模に対して多すぎる登山者によって荒廃した山を、5年間という入山制限期間における希少種植物を含む全ての回復度合いを、参加者全員に見ていただきながら、人為的破壊のむごたらしさと、自然保護の

大切さを知っていただくことを大前提とした登山会です。以下の事柄について、十分な理解と準備の上での参加をお願いします。

- (1) 登山会当日、大会員がサポートしますが、各自の身体・携行具・登山技術等については、責任を持ってください。
- (2) マイクロバスでの入山とします。
- (3) トイレは登山口にテント式簡易トイレを設



岨山頂上直下から

- 置します。山中においては全員に携帯トイレの携行・使用・持ち帰りを徹底していただきますと共に、水溶性のペーパーを使用していただきます。喫煙者は携帯灰皿を使用してください。
- (4) 登山道はありません。ほとんどが水の流れる沢筋の登降ルートですので、長靴か沢靴を用意してください。
 - (5) スパイクシューズ、ストックは使用禁止。
 - (6) 所々で外来植物の抜根をしますが、誤解のないように。
 - (7) 山中には暫定的にロープやステッカーがセットしてありますが、終了時に撤去します。山中には一切残留物を残さないようにしてください。
 - (8) 撮影のため等のコース外踏み込みや植生上での休憩、外来種植物以外の一切の採取などは禁止します。

◆モニター登山に参加して

「芦別岳から見えた真っ白い山にいける」が

参加の目的だった。入山規制は知っていたけれど、中身は良く知らない。芦別に知人がいるため昨年も申し込んだが抽選に洩れた。運良く参加することになった今回は、最終年の最終回。開催者サイドの方たちも感慨深げ。

第1日目の山岡会長の挨拶には、この5年間に実施された保護活動によって、自分たちの山が少しずつもとの姿に近づいている確信と、満足感が感じ取れた。スライドを使つての規制前の荒廃状態、特に盗掘後、縦横無尽についた踏み跡の裸地化、無惨に踏まれた希少植物などの説明に無念さが滲んでいる。周りからは、5年間位の規制では植生の回復は望めないと言われたとのこと。しかし、規制後の毎年の調査で少しずつ回復していった様子が、スライドに見て取れる。しかし希少植物についてはまだ元の姿にはほど遠い状況。

モニター登山は年3回30人ずつの参加者で5年間開催された。使用するコースとして、初年度は従来の岩峰のきわを辿るコース、2、3年目は西斜面の沢筋、4、5年目は東斜面沢筋と変えながら実施された。今回の参加では、東斜面からの登りであったが、2年間のモニター登山参加者と調査登山で入山しているだけでも、やや判断できる踏み跡がついている事からして、オーバーユース状態では推して知るべしである。

尚、この山がこの5年間である程度の回復ができた要因は以下のようです。

- ・保護区域としての山域の広さが適当であった。
- ・1000m程の高度である為、気候的にも植生の回復が早かった。
- ・ゲートからのアプローチが長く、施錠によって容易に入林できなくなった。
- ・官民一体での監視体制の強化。
- ・保護協議会メンバーの保護への熱意。等々。

いち登山者として、嵯山が自然破壊の無いまま、その稀少で貴重な花々や山塊が、真直に見

られる日が早く来てほしいと願います。関係者の方々の、迅速且つ適正な判断に期待したいと思います。

山行報告

登山口を出発してすぐ2度の徒渉、すぐに沢筋になる。高確率で熊の姿や糞を良く見るとの話聞いていたので、背丈ほどもある路を掻き分けての行程に少々緊張する。沢は適度の水量と傾斜が心地よい。源頭を過ぎ裸地が出て来て道端にまず花期が終わったホテイアツモリソウの双子が1輪。次の裸地でザックをデポし岩峰基部を辿る。オオヒラウスユキソウが岩壁に2輪、通り道にマーキングをして9輪、初めてのエーデルワイスに感激。頂上直下に可憐なキリ



嵯山に咲く薄雪草（エーデルワイス）

ギシソウ。恵庭の頂上のような登りで7人ほどの広さの岩峰上へ。快晴で最高の展望です。南西方向に岩峰が恐竜の背のよう連なっています。芦別岳もくっきり。山頂に人影が見えます。山岡会長は別行動で岩峰基部付近の調査行。会長から過去の様々な登山者のエピソードなどを聞きながら、ザックデポ地にて昼食。下山途中、通り道から3m程わきの路の中に、直径5~6cmほどのホテイアツモリソウを2輪発見。(フィルムが無い、残念)。ガイドのかたも新発見との事。全員無事下山後、登山口でアンケートの提出、そして最後に、5年間の様々な思いがこもった会長の挨拶を拍手で締めくり解散式を終了。芦別へ。

2003自然保護現地調査と交流会のご案内

下記の通り、北海道自然保護連合主催の自然保護現地調査と交流会を開催します。どうぞ、会員や賛助会員の皆様ご参加下さい。

開催内容

大規模林道予定地・ナキウサギ調査

開催日時：2003年10月18日～19日

18日12時受付

19日12時現地解散

開催場所：鹿の子温泉「鹿の子荘」(置戸町常本)

主催：北海道自然保護連合

主管：大雪と石狩の自然を守る会

内容：現地学習会

現地視察…大規模林道「丸瀬布・白滝区間」

交流会

費用：参加費 ￥500

宿泊費 ￥6500

交流会費 ￥1500

申し込みと詳細問い合わせ先

申し込み先：〒070-8047 旭川市忠和7条
4丁目 関口 隆嗣

tel・fax 0166-62-1243

問合せ先：寺島 一男

tel・fax 0166-65-1940

E-Mail:tera2112@potato.hokkai.
net

北の自然 No.70

2003年9月18日発行

発行 北海道自然保護連合

事務局 札幌市南区川沿10条3丁目12-2

小山 健二様方

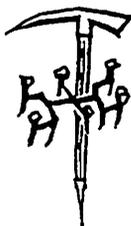
TEL・FAX 011-572-2069

発行人 寺島 一男

賛助会費 年間3,000円

郵便振替 02710-5-4071

印刷 株式会社北海道機関紙印刷所



〈全日本登山とスキー用品専門店協会会員〉

登山とアウトドア専門店

秀岳荘

(本店) 〒001-0012 札幌市北区北12条西3丁目
TEL011(726)1235

営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

(白石店) 〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2
TEL011(860)1111

営業時間 AM10:30~PM7:30 ●水曜定休

(旭川店) 〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目
TEL0166(61)1930

営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

<http://www.shugakuso.co.jp>

